

○泉佐野市田尻町清掃施設組合職員被服等貸与規則

令和 8 年 3 月 30 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、組合の職員に対する被服等の貸与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の定義)

第 2 条 この規則において「職員」とは、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員をいう。

(被服等の貸与及び給付)

第 3 条 被服等は、現品を貸与し、耐用期間を経過したときは、これを貸与した当該職員に給付する。

(貸与被服等)

第 4 条 貸与を受けた被服等(以下「貸与被服等」という。)は、特別の事由のない限り、勤務時間中着用しなければならない。

2 貸与被服等は、常に清潔にし、汚損又は紛失しないよう留意しなければならない。

3 貸与被服等は、みだりに勤務時間外に着用してはならない。

(貸与被服等の種類、数量及び耐用期間)

第 5 条 貸与被服等の種類、数量及び耐用期間は、泉佐野市の職員の例による。

2 耐用期間の計算は、貸与を受けた日の属する月から起算する。

3 休職等により就業しない期間は、前項の計算から除くものとする。

(被服等の返還)

第 6 条 被服等の貸与を受けた者が耐用期間満了前に離職した場合は、被服等を清潔にしたうえ、速やかに返納しなければならない。

(被服等の弁償)

第 7 条 故意又は過失により耐用期間中貸与被服等を損傷し、又は、紛失した場合は、耐用期間の残余月数に応じその現価を弁償せしめるものとする。ただし、任命権者がやむを得ないものと認めた場合は、これを減額し、又は免除することができる。

(被服等貸与台帳)

第 8 条 事務局次長は、取扱責任者として貸与被服等の明細を記入した被服等貸与台帳を整備し、常に貸与状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。